

三重県測量・調査業務委託に係る資格者認定基準

業務種別		作業種別	対象技術者名	資格者認定基準
測量業者	測量業務	測量作業共通仕様書の業務	主任技術者	測量士資格を取得後8年以上の実務経験者 測量士補資格を取得後15年以上の実務経験がある測量士資格取得者
補償コンサルタント等	用地調査	土地調査部門 土地の権利者の氏名、住所及び	主任技術者	<p>補償コンサルタント登録規程により各等録部門で補償業務管理者として登録された者 物件部門のうち建築物に関するものについては、建築士法により登録を受けた建築士事務所の建築士 その他の資格者及び実務経験者</p> <p>(1) 各補償業務に関し7年以上の実務経験者 (2) 補償業務全般の指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務経験者 (3) (社)日本補償コンサルタント協会が認定する補償業務管理士で、かつ、(財)公共用地補償機構が行う補償コンサルタント業補償業務管理者認定研修の修了者 (4) 各補償部門において、三重県が発注した補償業務に関して1年以上の実務経験を有する次の各号に該当する資格者</p> <p>ア 土地調査部門(用地測量と併せて発注する場合) 測量業務の資格者認定基準に該当する測量士 イ 土地評価部門 不動産鑑定士 ウ 物件部門 (ア) 木造建物調査及び木造特殊建物調査 1級、2級及び木造建築士</p>
		土地の所在、地目、面積等並びに権利の種類、内容の調査等 [測量法第3条に規定する測量は含まない。]		
		土地評価部門 (1) 土地評価のための同一状況地域の区分等 (2) 残地等の損失補償の調査等 [不動産の鑑定評価は含まない。]	主任技術者	
		物件部門 (1) 木造建物、一般工作物、立木等の損失の調査等 (2) 木造建物若しくは非木造建物の特殊建物等の調査等	主任技術者	
		機械工作物部門 機械工作物の調査等	主任技術者	

業務種別	作業種別	対象技術者名	資格者認定基準
補償 用 コ ン サ ル タ ン ト 等	営業補償・特殊補償部門 (1) 営業補償の調査等 (2) 漁業権等の削減等の調査等	主任技術者	(イ) 非木造建物調査又は移転工法及び予備調査 1級建築士 (ウ) 簡易な工作物及び立竹木調査(用地測量と併せて発注する場合。ただし、積算業務を除く。) 測量業務の資格者認定基準に該当する測量士 工 機械工作物部門 測量機械・生産設備に係る技術士 オ 営業補償部門(営業補償に限る。) 公認会計士、税理士、中小企業診断士 カ 事業損失部門 各部門の事業損失の実務経験者
	事業損失部門 事業損失に関する調査等	主任技術者	
	補償関連部門 (1) 意向調査、生活再建調査等 (2) 補償説明等の調整等	主任技術者	
	(3) 事業認定申請図書の作成		
地 質 調 査 業 務	[コンサルタント業務] 地質概査 地表地質調査 物理探査 弾性波探査 総合解析	主任技術者	地質調査業者登録規程する技術部門(選択科目)で登録した技術士 地質調査業者登録規程により登録された技術管理者(技術士を除く。)
	[現場における調査業務] 地質・土質等共通仕様書の業務 (地質・土質調査・試験に関する業務)	主任技術者	地質調査業者登録規程により現場管理者に登録された者 (社)全国地質調査業協会連合会の認定する地質調査技士実務経験者 (1) 大学・高専で土木工学(農業土木又は森林土木に関する学科を含む。)、建築学、鉱山学、地学、物理学又は機械工学を修得し、かつ、8年以上の実務経験者 (2) 高校で土木工学(農業土木又は森林土木に関する学科を含む。)、建築学、地質工学又は機械工学を修得し、かつ、10年以上の実務経験者 (3) その他の者にあつては、12年以上の実務経験者

業務 種別	作 業 種 別	対 象 技 術 者 名	資 格 者 認 定 基 準
建 築 士 事 務 所 等	建築設計業務	主任技術者	<p>1 級建築士、2 級建築士及び木造建築士 設備関係における資格者及び実務経験者</p> <p>(1) 建設部門、電気・電子部門、機械部門（選択科目：流体機械又は暖冷房及び冷凍機械）、水道部門及び衛生工学部門で登録した技術士</p> <p>(2) 建築設備資格者として登録された建築設備士</p> <p>(3) 建設業法による 1 級電気工事施工管理技士、1 級管工事施工管理技士又は（社）空気調和・衛生工学会の定める空気調和・衛生工学会設備士で、かつ、資格取得後 6 年以上の実務経験のある者</p> <p>(4) 電気事業法による第 1 種又は第 2 種電気主任技術者で、かつ、資格取得後 12 年以上の実務経験のある者</p>

1 三重県建設工事執行規則の執行に関し必要な書類の様式を定める要綱第 2 号様式設計業務等委託契約書の契約書の契約条項にいう管理技術者（共通仕様書及び測量・調査・設計業務検査要領にいう管理技術者又は主任技術者を含む。）は、この資格者認定基準に該当する者とする。

2 この資格者認定基準にいう実務経験年数については、同時に 2 以上の部門を担当した場合であっても、期間の重複は認めない。ただし、測量業務と用地測量等（4）ア及びウ（ウ）の重複のみ例外とする。

附 則 この認定基準は平成 9 年 4 月 1 日から執行する。